

感染症法改正案に反対する再度の声明

2021年2月2日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

薬害肝炎全国原告団
薬害肝炎全国弁護団

私たちは、フィブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤などの血液製剤の投与によりC型肝炎ウイルスに感染した被害者・遺族等の団体及びその弁護団です。2002年からの集団訴訟を経て、2008年に国との基本合意を締結、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」が制定されましたが、その後も、薬害肝炎問題の全面解決を目的に、薬害再発防止、肝炎対策実現などに取り組んでいます。

当原告団・弁護団は、2021年1月26日付「感染症法改正案に反対する声明」において、感染症法を改正して罰則規定を設けることに強く反対しました。

そのような中、昨日（2月1日）、罰則規定を行政罰として維持する内容で、感染症法の改正案が賛成多数で可決され、衆議院を通過したとのことです。

しかし、刑事罰ではなく行政罰にしたからといって、上記声明において指摘した問題点が解消されることはなく、罰則をもって感染者を取り締まることそれ自体が、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である」、「感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応する」という感染症法前文の理念に真っ向から反するものと言わざるを得ません。

そのため、当原告団・弁護団は、行政罰を設けることについても強く反対します。

また、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会は、長年にわたってハンセン病隔離政策による人権侵害に苦しんできた同会の方々を、国会の参考人として、この問題に関する意見を述べる機会を与えるよう、要望していると聞き及んでいます。

感染症法改正の議論においては、らい予防法やエイズ予防法によって差別・偏見を受けた苦しみについて、当事者にその実態を語っていただくことが必要不可欠です。

そこで、参議院での感染症法案の審理において、ハンセン病隔離政策の被害者等の当事者を国会に参考人として招致され、当事者の方々の体験と言葉を重く受け止め、感染症法を改正して患者・感染者に対する罰則規定を盛り込むことを見直すよう求める次第です。

以 上